

はじめに

「手はしの城」。なんとも不思議な言葉ではないか。

このなぞめいた言葉は、永禄十三年(一五七〇)成立の文書や古記録にはまったく出てこない。中世の一揆契状の中でも著名な史料の一つである与掟条々は、すでに中世史家の勝保鎮夫氏によって「国一揆」(惣国一揆)の典拠例とされていながら(勝保『一揆』岩波新書)、「手はしの城」がなにを意味しているのかは、まだわかっていなかった。そこで、この言葉の意味が理解できれば、戦国の城と一揆の歴史に少しでも近づけるのではないか。そう思い立つて編んだのが本書である。

本書は三部編成をとった。柱になるのは城郭研究と文献史学の二本である。I部は、編者の専門でもある城郭

研究・考古学研究の論文、II部は与掟条々の現代語訳である。III部は与掟条々の内容を理解するための参考史料を掲載している。

I部では、与掟条々の成立した近江国甲賀郡(現甲賀市・湖南市)の城跡と、国一揆の史料が残る伊賀・伊勢・大和等の城跡を対象とした。これらの地域では、曲輪が一つだけあって、しかも四角四面の方形に造成されている小規模な城跡が色濃く分布している。城郭研究者の間で「単郭方形」と呼んでいる構造だが、城跡を歴史資料として活用せよと提言する村田修三氏は、この城跡を「一揆の城」と評価されている(村田「中世の城館」永原慶二他編『講座・日本技術の社会史』日本評論社)。戦国時代の国一揆と単郭方形の城跡が地域的に重なっているの

は確かだが、なぜそうなるのだろうか。そのなぞに迫って見たのがⅠ部である。

Ⅱ部の「大原同名中与掟条々」の現代語訳は、中世史家の桜井英治氏・清水克行氏・村井章介氏にお願ひすることができた。史料原本の写真と原文の翻刻、読み下し文、現代語訳の提示にとどまらず、史料の読み方や用語の意味、条文のもつ意図など、緻密な解説が示されている。史料解釈の確認のため現地を訪ねられた先生方と十箇所以上の城跡を案内しながら意見を交わせたのは幸いであつた。

ところで、「大原同名中与掟条々」については、大原勝井家文書と田堵野大原家文書の二本の写本が確認されており、すでに写真版と翻刻は公刊されているものの、大原勝井家文書の所在がよくわかっていなかった。甲賀市教育委員会にも写真版がなく、原本の所在もわからないままの現地踏査だったが、その直後に所蔵者の勝井義景氏と甲賀市教育委員会のあいだで連絡が取れ、勝井氏のご好意によつて、教育委員会に与掟を含む大原勝井家

文書の史料原本が持ち運ばれたのである。この機に再び桜井氏・清水氏・村井氏が甲賀に赴き、史料調査がおこなわれた。本書を編むにあたって実にタイムリーな史料の再発見となつた。Ⅱ部とⅢ部はその史料調査の成果である。

このように本書は、城郭研究と文献史学の両輪で戦国時代の城と一揆を考察したものである。意見交換の場を設けなくとも、それぞれの情報を共有しながら、お互いの成果を寄せ合えば、「手はしの城」の言葉ばかりでなく、国一揆の実態、ひいては地域の中世史も明らかにできたのではないかと自負するところである。

今後は伊賀・伊勢・大和・山城なども含めた、国一揆（惣国一揆）の歴史と城跡の構造をリンクさせた比較研究が課題になるが、本書がたたき台として活用されることを願つてやまない。

二〇二三年十月

中井 均

6 一 同名中惣劇ニ付而、他所与弓矢出来之」時者、手はしの城江番等入事^(X)在之者」、各致談合、人数をさし入可申候、其時相互^(X)ニ如在申間敷候事、」

6 一 同名中惣劇^{どうようちゆうそうげき}について、他所^{よそ}と弓矢^{ゆみやし}出来の時^{ゆつたい}は、手はしの城^{ばんどう}へ番等^{ばんとう}入ることこれあらば、各々談合^{だんごう}をいたし、人数をさし入れ申すべく候、そのとき相互^{じよさい}に如在^{じよさい}申すまじく候事、

6 一 不穩な世情により同名中で他所と合戦^{がくせん}が起きた時、前線の城へ番衆などを配備することがあれば、(同名中は)それぞれ談合して、人員を派遣するべきである。そのとき相互にいい加減な対応をしてはならない。

6条 外部との交戦時に同名中内の城番配備を取り決めた条文。

惣劇「惣劇」は正しくは「忿劇」で、混乱すること、

いざこぎによる世の騒ぎの意(日国)。「同名中惣劇」を同名中の仲間割れが起きたと解釈すると、後文の他所との合戦にそぐわない。訳文では同名中が「惣劇」(世情不穩)で他所と合戦が起きた時と解し、同名中を下におろした。この与掟条々の成立した永禄十三年(一五七〇)前後には、織田信長と近江六角氏との交戦があり、織田方に抵抗する「甲賀衆・伊賀惣国」の同盟も噂され(『多聞院日記』永禄十二年九月七日条)、成立の二ヶ月後には六角承禎父子が甲賀郡の石部城(現湖南市石部)に入るなど(『言繼卿記』永禄十三年五月二十二日条)、世上は不穩だった(本書中西裕樹論文を参照)。

なお伊賀惣国一揆掟書は参考史料(Ⅲ-2-6)を参照。手はしの城へ番等入ること 城番を組む「手はしの城」は場所をさす。「臨時の城」と解する案もあるが(中井均「手はしの城」、辞書類に用例はない。「手はし」を「手近」と読み、自分の屋敷近くにある「近所の城」で解釈すると、自分の被官だけで番を組むことになるので、同名中内で揉めるはずはない。通常、城

番の対象地は敵方との交戦地帯に近い城、戦略的に重要な城のはずであることから、意識して「前線の城」とした。「手はし」は「手近」と理解するのではなく、手元に対する「手端」と読むほうがよい。文脈からすれば、「手はしの城」には普段、城番がおらず、臨戦状態のときだけ番を組んで配備することになるか。平時は誰も任んでいないかもしれない。大原地域で言えば、他所との境目にあたる高野・櫛野・田堵野の城跡のどれかが候補になるが(地図2参照)、現地を訪れても「手はしの城」を確定するにはいたらなかった。

相互に如在申すまじく「相互」は同名中の侍衆同士、「如在」は手落ち・手抜かりの意。談合するのは同名中で、城番派遣の調整に手抜かりがあつてはならないの意。

7 一 同名中我人弓矢之時、無本人為身統^(舞)仕前仕

間敷候、同被官等生害させ申間敷事、

7 一 同名中我人弓矢の時、本人なく身統^{みつぎ}として

仕舞^{しまい}仕るまじく候、同じく被官等生害させ申

すまじく事、

①案

7 一 同名中で互いに合戦になった時、当人でもな

い助勢者に決着をつけさせてはならない。同じ

く被官などを(身代わりとして)殺害させないこ

と。

②案

一 同名中で互いに合戦になった時、当人でなく

助勢者を巻きこんだ合戦にしてはならない。同

じく被官などを巻き添えにして殺害させないこ

と。